

答 申 第 1 号

平成27年7月14日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

山 中 健 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会

会長 力 宗 幸



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成27年7月14日付兵後広第336号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

兵庫県後期高齢者医療広域連合重複・頻回受診者訪問指導業務（以下「重複・頻回受診者訪問指導業務」という。）実施に伴う電話番号調査委託に関する被保険者データの提供について（条例第8条「提供の制限」に関して）

#### 1 公益上の必要性について

貴職から個人情報を重複・頻回受診者訪問指導業務実施に伴う電話番号調査を実施するため外部提供することについては、重複・頻回受診者に対し適切な訪問指導を行い健康の保持増進を図るうえで必要な調査であり、個人情報保護に関して特に問題はないと認められるので妥当である。

#### 2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、特に紙媒体による当該個人情報の授受・保管に関して適正な管理のために必要な措置を求めること。